

清瀬市教育委員会 殿

学校名 清瀬市立清瀬第十小学校
校長名 鈴木 竜二

令和 7 年度 特別支援教室の教育課程

標記の件について、学校教育法施行規則第 1 4 0 条の規定に基づき、特別支援教室の教育課程を下記のとおり届け出ます。

記

1 特別支援教室の教育目標

本校の教育目標「・豊かに感じ、よく考える子ども・友達の良さが分かり、助け合う子ども・心身をきたえ、明るく生きていく子ども」の実現に向け、特別支援教室では「自分も友達も大切にし、共に学び共に育つ子ども」を目標として設定する。

- (1) 自立活動においては、自己理解、自己受容を深めて情緒の安定を図るとともに、人間関係の形成や集団参加のための意欲、技能を身に付け、友達や教師と好ましい人間関係を築くことができるようにする。
- (2) 自らの課題を改善・克服するために必要な力を高め、充実した学校生活を送れるようにする。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 障害の状態や在籍学級における児童の課題を的確に把握し、発達の段階や認知特性に応じた個別指導計画の作成を行い、個別指導計画に基づいた指導、評価を行う。
- (2) 保護者、在籍学級担任、特別支援教室担当教員が密に連携を図り、在籍学級での生活に生かせる指導・支援を実践する。

3 指導の重点

- (1) 自己理解を深め、自らの課題を改善・克服する意欲をもたせ、自分の気持ちや行動をコントロールする力を育成する。
- (2) 基本的なコミュニケーションの力を身に付けさせ、適切に援助を求めたり、好ましい人間関係を築いたりすることができるようにする。
- (3) 体幹を整えたり、微細・粗大運動能力の向上を図ったりする。
- (4) 持ち物の管理や時間を守るなどの基本的な学習規律を身に付けさせ、在籍学級の授業において主体的に参加できるよう指導を工夫して行う。

4 その他の配慮事項

- (1) 在籍学級での観察や学級内支援を通して一人一人の現状を把握し、それに応じた学習形態や活動内容の工夫を行う。
- (2) きらりファイルを通して保護者、在籍学級担任、特別支援教室担当教員が密に連携を図るとともに、学校生活支援シート・個別指導計画を基に年 3 回の面談を行い、課題の解決状況と今後の見通しを共有する。
- (3) 心理士の巡回相談など外部機関との連携を図り、助言を活かして指導を充実させる。
- (4) 通室している児童が安心して学習できるように、児童、保護者に対して、特別支援教室の理解・啓発に努める。